

質疑回答
(葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務)

	項目番号等	質疑内容	回答
1	公募型プロポーザル 実施要領 6. 参加申請手続 (2)	参加申請に必要な書類は、各1部の提出でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	公募型プロポーザル 実施要領 6. 参加申請手続 (2)	弊社では協定の締結やプロポーザルの提出に際し、実印ではなく使用印鑑を用います。入札参加資格審査の際に、使用印鑑を申請していれば、本プロポーザルで提出する様式に使用印鑑を用いることは可能ですか。	ご認識のとおりです。
3	公募型プロポーザル 実施要領 7. 提案書等の提出 (2)	実際の仕上がりのイメージがしやすくなるよう、デザイン案の原寸出力見本を簡易製本して添付したいと考えています。その場合、提案書は「用紙サイズはA4とする」とありますが、提案書に付随する原寸出力見本については製本した状態でA5サイズでもよろしいでしょうか。	認めます。
4	公募型プロポーザル 実施要領 7. 提案書等の提出 (2)	社名を記載した「正本」はご用意しなくても良いということですか。	ご認識のとおりです。
5	公募型プロポーザル 実施要領 8. 審査、選定方法 (1) オ 実施方法	「提案資料の追加提出は一切認めない」とありますが、プレゼンテーションにて、プロジェクターに投影する説明資料はこれに該当しないという認識でよろしいですか。	投影する説明資料は、企画提案書に基づき作成してください。説明内容は、提出された企画提案書の内容に基づくものに限るものとし、企画提案書と異なる内容は認めません。
6	公募型プロポーザル 実施要領 10. 留意事項 (7)	企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。情報公開請求がなされた場合、葛城市情報公開条例第6条第3号に該当する旨を意見書にて陳述することは可能でしょうか。	意見書を提出する機会の付与は、葛城市情報公開条例第15条の6に定めるところにより行います。ただし、情報公開請求に係る公文書が明らかに同条例第6条各号に該当するとき又は該当しないときは、意見書の提出機会の付与は行わないものとします。
7			
8			
9			
10			